後 TF. TF. 前

浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1. 浦臼町農業の概要

浦臼町は北海道の中西部空知管内のほぼ中央に位置し、開町以来その立地条件を生 かし稲作を主体とする農業生産が展開されてきたが、昭和50年代からは、減反政策がし稲作を主体とする農業生産が展開されてきたが、昭和50年代からは、減反政策 の影響もあり施設園芸作物など多様化が進み、花き、メロン、アスパラガス、ミニト マトなど質、量ともに安定した産地として市場での評価も高まっている。

農業構造については、兼業農家が多く恒例的勤務による安定兼業農家が増大し、土 地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で「地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で 農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大農家への農地流動化はこれ|農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大農家への農地流動化はこれ まで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年になって兼業農家の高齢化が進み、 機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進んでいる。

2. 浦臼町農業の現状と課題

食料自給率の低下や農産物の価格低迷など、日本農業の厳しい情勢の中にあって、 農業を基幹産業としている本町農業においては、その影響は大きく深刻な問題となっ ている。農家戸数、農業就業者数とも依然として減少を続けており、主な要因には、 農政の先行不透明感から農業に不安を抱く若者の流出による後継者不足・不在と従事 農政の先行不透明感から農業に不安を抱く若者の流出による後継者不足・不在と従事 者の高齢化に起因するところが大きいと思われる。

上記の厳しい状況の中、転作田の有効活用など経営の複合化が推し進められ、収益 性の高い農業経営の実現を目指してきた。施設園芸及び野菜をはじめ、近年は花きの「性の高い農業経営の実現を目指してきた。施設園芸及び野菜をはじめ、近年は花きの 栽培も盛んになっており、近隣町との生産組合を組織化し、出荷流通体制の強化を図 | 栽培も盛んになっており、近隣町との生産組合を組織化し、出荷流通体制の強化を図 っている。また加工用ぶどうのほ場面積は、日本最大級の規模を誇っている。

今後は、本町農業の現状・能力・位置づけ等を的確に把握し、農産物の競争力強化、 新技術の導入と商品の付加価値化、新しいマーケット開発など自立促進に向けた各種|新技術の導入と商品の付加価値化、新しいマーケット開発など自立促進に向けた各種 方策を推し進めることが必要である。

3. 農業経営基盤強化の促進に関する取り組み

浦臼町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業と して選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業 して選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業 経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、浦臼町及びその周辺市町村において現に実現化している優 良経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地 良経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地 域における他産業従事者と同程度の年間農業所得(1経営体当たり概ね400万円)

浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1. 浦臼町農業の概要

浦臼町は北海道の中西部空知管内のほぼ中央に位置し、開町以来その立地条件を生 の影響もあり施設園芸作物など多様化が進み、花き、メロン、アスパラガス、ミニト マトなど質、量ともに安定した産地として市場での評価も高まっている。

農業構造については、兼業農家が多く恒例的勤務による安定兼業農家が増大し、土 まで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年になって兼業農家の高齢化が進み、 機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進んでいる。

2. 浦臼町農業の現状と課題

食料自給率の低下や農産物の価格低迷など、日本農業の厳しい情勢の中にあって、 農業を基幹産業としている本町農業においては、その影響は大きく深刻な問題となっ ている。農家戸数、農業就業者数とも依然として減少を続けており、主な要因には、 者の高齢化に起因するところが大きいと思われる。

上記の厳しい状況の中、転作田の有効活用など経営の複合化が推し進められ、収益 っている。また加工用ぶどうのほ場面積は、日本最大級の規模を誇っている。

今後は、本町農業の現状・能力・位置づけ等を的確に把握し、農産物の競争力強化、 方策を推し進めることが必要である。

3. 農業経営基盤強化の促進に関する取り組み

浦臼町は、このような地域の農業構造の現状及びその見诵しの下に、農業が職業と 経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、浦臼町及びその周辺市町村において現に実現化している優 | 域における他産業従事者と同程度の年間農業所得(1経営体当たり概ね400万円)

正

と年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,700~2,000時間程度)の水準 を実現していき、更にこの目標を実現できる経営体が本町農業生産の相当部分を担う「を実現していき、更にこの目標を実現できる経営体が本町農業生産の相当部分を担う 農業構造を確立していくことを目指すものとする。

さらに、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業 者制度や農業経営の法人化を一層推進するとともに、これらの経営体が、クリーン農 者制度や農業経営の法人化を一層推進するとともに、これらの経営体が、クリーン農 業や経営の多角化など創意工夫を活かした経営を展開していけるよう農地の円滑な利 用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を 総合的に講ずることとする。

まず、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分な連携 とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ま しい経営を目指す農業者やその集団及び周辺農家に対し、上記の濃密指導体制が主体 域農業の将来方向を選択判断し個々の農業改善計画の自主的な作成や相互の連携が図 られるよう誘導する。また、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者もしく は組織経営体を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営 管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を行う。

また、ロボット技術やICTの活用等によるスマート農業技術などの省力化生産技 術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図る。

一方、女性農業者は農業の重要な担い手であるとともに、経営のパートナーとして 農業経営を支え家事や環境美化等の地域活動に重要な役割を果たしている。また、高|農業経営を支え家事や環境美化等の地域活動に重要な役割を果たしている。また、高 齢者の経験(知識、技術等)を活かしてもらうために交流の場を設ける等、女性農業┃齢者の経験(知識、技術等)を活かしてもらうために交流の場を設ける等、女性農業 者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため魅力ある農村の確立に向け者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため魅力ある農村の確立に向け た環境づくりを支援する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業によ る発展を図ろうとする意欲的農業者に対しては、現在実施している浦臼町農業委員会│る発展を図ろうとする意欲的農業者に対しては、現在実施している浦臼町農業委員会 や農地中間管理機構を核とした農地銀行活動を一層活発化し、掘り起こし活動を強化 して、農地の出し手と受け手に係る情報の威厳的把握のもとに、両者を適切に結びつ けて利用権設定等を進める。また生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要 な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営 発展する母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促 | 発展する母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促 進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、 その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢 農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、 びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン 義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第1 特に、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第

と年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)の水準 農業構造を確立していくことを目指すものとする。

さらに、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業 | 業や経営の多角化など創意工夫を活かした経営を展開していけるよう農地の円滑な利 用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を 総合的に講ずることとする。

まず、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分な連携 のもとで濃密な指導を行うための体制強化により、集落段階における農業の将来展望のもとで濃密な指導を行うための体制強化により、集落段階における農業の将来展望 とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ま しい経営を目指す農業者やその集団及び周辺農家に対し、上記の濃密指導体制が主体 となって営農診断、営農改善方策の提示を行い地域の農業者が主体性をもって自ら地」となって営農診断、営農改善方策の提示を行い地域の農業者が主体性をもって自ら地 |域農業の将来方向を選択判断し個々の農業改善計画の自主的な作成や相互の連携が図 られるよう誘導する。また、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者もしく は組織経営体を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営 管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を行う。

> 一方、女性農業者は農業の重要な担い手であるとともに、経営のパートナーとして た環境づくりを支援する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業によ や農地中間管理機構を核とした農地銀行活動を一層活発化し、掘り起こし活動を強化 して、農地の出し手と受け手に係る情報の威厳的把握のもとに、両者を適切に結びつ けて利用権設定等を進める。また生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要 な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営 進等を図ることにより、地域及び営農の実熊等に応じた生産組織を育成するとともに、 その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢 農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、 地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結 地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結 びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン 農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意 農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意 義について、理解と協力を求めていくこととする。

12条の農業経営改善計画(以下単に「農業経営改善計画」という。)の認定制度につ 12条の農業経営改善計画(以下単に「農業経営改善計画」という。)の認定制度につ いては、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によいては、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によ り農地利用をこれら認定農業者へ集積するとともに、その他の支援措置についても、 認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となっ 認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となっ て関係機関、団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図る。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する取り組み

(1)新規就農の現状

浦臼町の新規就農者は5年間で10名であり、農業者の高齢化も進んでおり、担 い手の不足状態は喫緊の課題であることから、従来からの基幹作物である米の産地 としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手 を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、浦臼町は青年層に農業を職業として選択してもら えるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40歳以下の農業従事者数を40万人に拡大す るという新規就農者の確保・定着目標や、北海道農業経営基盤強化促進基本方針 に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間670 人を踏まえ、浦臼町においては年間で2名の当該青年等の確保を目標とする。 ②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間 総労働時間(主たる従事者1人あたり1,700~2,000時間程度)の水準 を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得 (3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

1経営体当たりの年間農業所得概ね200万円程度)を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していく ためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが 重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中 間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同 組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと 育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

り農地利用をこれら認定農業者へ集積するとともに、その他の支援措置についても、 て関係機関、団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図る。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する取り組み

(1)新規就農の現状

浦臼町の新規就農者は5年間で7名であり、農業者の高齢化も進んでおり、担 い手の不足状態は喫緊の課題であることから、従来からの基幹作物である米の産地 としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手 を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、浦臼町は青年層に農業を職業として選択してもら えるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するとい う新規就農者の確保・定着目標や、北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げ られた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間770人を踏 まえ、浦臼町においては年間で2名の当該青年等の確保を目標とする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間 総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)の水準 を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得 (3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち 1経営体当たりの年間農業所得概ね200万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していく ためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが 重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中 間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同 組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと 育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本 型についてこれを示すと次のとおりである。

が作成した人・農地プランとの整合性を図るため、当該プランにおいて「今後の地域」が作成した人・農地プランとの整合性を図るため、当該プランにおいて「今後の地域 の中心となる経営体」として定められている経営体の農業経営改善計画が認定される「の中心となる経営体」として定められている経営体の農業経営改善計画が認定される よう配慮するものとする。

また、一律の年齢制限や経営規模要件を課することなく、当該農業者が作成した農│また、一律の年齢制限や経営規模要件を課することなく、当該農業者が作成した農 業経営改善計画の達成 見込みが確実である等、農業で生計を立てる意欲を持ち、業経営改善計画の達成できる見込みが確実である等、農業で生計を立てる意欲を持ち、 経営の改善や合理化に積極的に取組む能力のある農業者についても農業経営改善計画 経営の改善や合理化に積極的に取組む能力のある農業者についても農業経営改善計画 の内容を勘案のうえ認定に配慮するものとする。

【個別経営体】

営農類型	経営	規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の	の実態等
水稲専業	《作付面	積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	水稲	13ha	トラクター(72ps)	1台	・パソコンによる経営	・家族	2人
			自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	1	,490 時間
			田植機(8条)	1台	場管理	・雇用	
			乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		13 時間
			育苗ハウス	3棟		〈経営収支〉	
			農用トラック (2t)	1台		・農業粗収え	λ
			農業用施設	2棟		1	,773万円
			スプレイヤー	共同		• 農業経営費	#
							962 万円
						・農業所得	
							811 万円

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本 町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類 | 町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類 型についてこれを示すと次のとおりである。

- ただし、「人・農地の問題」の解決を図るため集落・地域の関係者の話合いにより町 | ただし、「人・農地の問題」の解決を図るため集落・地域の関係者の話合いにより町 よう配慮するものとする。

の内容を勘案のうえ認定に配慮するものとする。

【個別経営体】

営農類型	経営	規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事	事の実態等
水稲専業	〈作付面簿	債等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	水稲	13ha	トラクター(72ps)	1台	・パソコンによる経営	家族	2人
			自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ		1,490 時間
			田植機(8条)	1台	場管理	•雇用	
			乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		13 時間
			育苗ハウス	3棟		〈経営収支	$\langle \zeta \rangle$
			農用トラック(2t)	1台		・農業粗収	八
			農業用施設	2棟			1,773 万円
			スプレイヤー	共同		•農業経営	費
							962 万円
						・農業所得	ļ f
							811 万円

改	正	後	改	正	前

Ī	営農類型	経常	営規模	生産方式	Č	経営管理の方法	農業従	事の実態等
	水稲+畑作	〈作付ī	插 積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉	
		水稲	10ha	トラクター(30、70ps)	2台	・パソコンによる経営	家族	2人
		秋小麦	2ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ		1,636 時間
		小豆	2ha	田植機(8条)	1台	場管理	• 雇用	
		馬鈴薯	2ha	乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		160 時間
		計	16ha	育苗ハウス	3棟		(経営収)	支〉
				農用トラック (2t)	1台		・農業粗	収入
				農業用施設	3棟			2,102 万円
				豆脱穀機	1台		• 農業経	営費
				ポテトプランター	1台			1,486 万円
				スノーモービル	共同		・農業所	得
				スプレイヤー	共同			616 万円
	水稲+果菜	〈作付ī	插 積等〉	〈機械施設整備〉		• 複式簿記記帳	〈労働〉	
		水稲	11ha	ኑ <i>ቫクター</i> (30、70ps)	2台	・パソコンによる経営		2人
		メロン	0.25ha	自脱型コンバイン(5条)		計画、労務、財務、ほ		2,298 時間
		計	11.25ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用	
				乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		143 時間
				農用トラック (2t)	1台		《経営収	
				農業用施設	2棟		・農業粗	
				育苗/ウス(水稲)	3棟			1,660 万円
				ハウス(メロン)	1棟		・農業経	営費
				動力噴霧器	1台			1,084 万円
				灌水施設	1式		・農業所	
				スプレイヤー	共同			576万円
Ĺ								

営農類型	経済	営規模	生産方式	Ç	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲+畑作	〈作付配	面積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲	10ha	ነ <i>ቫሳት</i> -(30、70ps)	$2 \stackrel{\prime}{\boxminus}$	・パソコンによる経営	・家族 2人
	秋小麦	2ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	1,636 時間
	小豆	2ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用
	馬鈴薯	2ha	乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施	160 時間
	計	16ha	育苗ハウス	3棟		〈経営収支〉
			農用トラック(2t)			・農業粗収入
			農業用施設	3棟		2,102 万円
			豆脱穀機	1台		・農業経営費
			ポテトプランター	1台		1,486 万円
			スノーモービル			・農業所得
			スプレイヤー	共同		616 万円
水稲+果菜	〈作付記	面積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲	11ha	トラクター(30、70ps)		・パソコンによる経営	
	メロン	0.25ha	自脱型コンバイン(5条)		計画、労務、財務、ほ	i i
	計	11.25ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用
			乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施	143 時間
			農用トラック (2t)			〈経営収支〉
			農業用施設	2棟		・農業粗収入
			育苗/ウス(水稲)			1,660 万円
			ハウス(メロン)	1棟		・農業経営費
			動力噴霧器	1台		1,084 万円
			灌水施設	1式		・農業所得
			スプレイヤー	共同		576 万円

改正後		改	正	前
-----	--	---	---	---

営農類型	経営規模	生産方式	Ç	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲+野菜	〈作付面積〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲 11ha	ነ <i>ቫሳቅ</i> - (40、70ps)	2台	・パソコンによる経営	家族 2人
	アスパラ 0.5ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	2,233 時間
	\=\7\ 0.03ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用
	計 11.53ha	乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施	78 時間
		育苗ハウス	3棟		〈経営収支〉
		農用トラック(2t)	1台		・農業粗収入
		農業用施設	2棟		1,690 万円
		管理機	1台		・農業経営費
		軽トラック	1台		1,162 万円
		トマト育苗バウス	1棟		・農業所得
		トマト栽培ハウス			528 万円
		スプレイヤー	共同		(),
水稲+花き	〈作付面積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲 5ha	\57/4-(50,30ps)		・パソコンによる経営	
		自脱型コンバイン(4条)		計画、労務、財務、ほ	l '
	カーネーション 0.1ha	田植機(6条)	1台	場管理	•雇用
	計 5.2ha	育苗/ウス	1棟	・青色申告の実施	2,400 時間
		農用トラック (2t)			〈経営収支〉
		農業用施設	2棟		・農業粗収入
		乾燥機(4t)	1台		1,186 万円
		パイプハウス	1棟		・農業経営費
		動力噴霧器	1台		666 万円
		除雪機	1台		・農業所得
		灌水施設	1式		520 万円
		軽トラック	1台		
		スプレイヤー	共同		

営農類型	経営規模	生産方式	v.	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲+野菜	〈作付面積〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲 11ha	ኑ <i>ቫሳዓ</i> -(40、70ps)	2台	・パソコンによる経営	家族 2人
	アスパラ 0.5ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	2,233 時間
	:=\マ\ 0.03ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用
	計 11.53ha	乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施	78 時間
		育苗ハウス	3棟		〈経営収支〉
		農用トラック(2t)	1台		・農業粗収入
		農業用施設	2棟		1,690 万円
		管理機	1台		・農業経営費
		軽トラック			1,162 万円
		トマト育苗ハウス	1棟		・農業所得
		トマト栽培ハウス	1棟		528 万円
		スプレイヤー	共同		
水稲+花き	〈作付面積等〉	〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉
	水稲 5ha			・パソコンによる経営	
	宿根5%草 0.1ha	自脱型コンバイン(4条)	1台	計画、労務、財務、ほ	,
	カーネーション 0.1ha	田植機(6条)		場管理	・雇用
	計 5.2ha	育苗州从	1棟	・青色申告の実施	2,400 時間
		農用トラック(2t)	1台		〈経営収支〉
		農業用施設	2棟		・農業粗収入
		乾燥機(4t)			1,186 万円
		パイプハウス	1棟		・農業経営費
		動力噴霧器	1台		666 万円
		除雪機	1台		・農業所得
		灌水施設	1式		520 万円
		軽トラック	1台		
		スプレイヤー	共同		

		改	正	後			
営農類型	経営規模	生産方式	t	経営管理の方法	農業従事の)実態等	
水稲+肉用牛	〈作付面積〉	〈機械施設整備〉		• 複式簿記記帳	〈労働〉		
	水稲 11ha	ኑ <i>ቫ/ነ</i> ዓ-(30、70ps)	2台	・パソコンによる経営	家族	2人	İ
	肉牛(一貫)	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	1	,474 時間	İ
	飼養頭数 41頭	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用		İ
	出荷頭数 17頭	育苗ハウス	3棟	・青色申告の実施		800 時間	
		<i>ቅ``\</i> ፓ° トラック (2t)	1台		〈経営収支〉		İ
		農業用施設	2 棟		農業粗収力		İ
		乾燥機(4t)	1台		2	,994 万円	
		肉牛舎	2棟		•農業経営費	Ì	İ
		堆肥舎	1棟		2	,102 万円	
		スプレイヤー	共同		・農業所得		

・育成牛の公共育成牧場への預託 ・堆肥のほ場還元による地力増進

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲専業	〈作付面積等〉	〈機械施設整備〉	・経営体の強化の	た《労働》
	水稲 70ha	ኑን// (30、70ps) 2	台め、自己資本の充	実 ・構成員家族 10人
		汎用コンバイン 3・	台を図る	16,320 時間
	〈構成員戸数〉	田植機(8条) 1	台・複式簿記記帳	・雇用
	7戸	農用トラック 3・	台・パソコンによる経	営 1,280 時間
		乾燥調製 カントリーエレバータ	- 計画、労務、財務、	ほ 〈経営収支〉
		防除機 2.	台 場管理	・農業粗収入
		育苗ハウス 167	棟 ・青色申告の実施	10,926 万円
		スプレイヤー 1・	4	・農業経営費
				9,834 万円
				・農業所得
				1,092 万円

営農類型	経営規格	<u>関</u>	生産方式		経営管理の方法	農業従事	事の実態等
水稲+肉用牛	〈作付面積〉		〈機械施設整備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	水稲	11ha	ኑን/ሃ-(30、70ps)	2台	・パソコンによる経営	・家族	2人
	肉牛(一貫)		自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ		1,474 時間
	飼養頭数	41頭	田植機(8条)	1台	場管理	•雇用	·
	出荷頭数	17頭	育苗がな	3棟	・青色申告の実施		800 時間
			<i>ቅ` ህ</i> ፓ° トラック (2t)	1台		〈経営収支	$\langle \cdot \rangle$
			農業用施設	2棟		• 農業粗収	入
			乾燥機(4t)	1台			2,994 万円
			肉牛舎	2 棟		•農業経営	.,
			堆肥舎	1棟		, , , , , , , , ,	2,102 万円
			スプレイヤー	共同		•農業所得	,
							892 万円
			・育成牛の公共育成牧	場への預託			
			・堆肥のほ場還元によ	る地力増進			

正

前

改

【組織経営体】

892万円

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲専業	〈作付面積等〉	〈機械施設整備〉		・経営体の強化のた	〈労働〉
	水稲 70ha	ኑ <i>ቫ/ነ</i> ሃ-(30、70ps)	2台	め、自己資本の充実	・構成員家族 10人
		汎用コンバイン	3台	を図る	16,320 時間
	〈構成員戸数〉	田植機(8条)	1台	・複式簿記記帳	・雇用
	7戸	農用トラック	3台	・パソコンによる経営	1,280 時間
		乾燥調製 カントリーエレ	/\"-}-	計画、労務、財務、ほ	〈経営収支〉
		防除機	2台	場管理	・農業粗収入
		育苗ハウス	16 棟	・青色申告の実施	10,926 万円
		スプレイヤー	1台		•農業経営費
					9,834 万円
					・農業所得
					1,092 万円

正

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、浦臼町における主要な営農類型につい「市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、浦臼町における主要な営農類型につい てこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従	事の態様等
施設野菜	〈作付面積〉	<機械施設装備>		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	・ ミニトマト 0.15ha	・ トラクター(40ps)	1台	パソコンによる経営	•	1人
		· テーラー (マルチャー)	1台	計画、労務、財務、ほ		1,495 時間
		トマト育苗ハウス		場管理	・雇用	
		トマト栽培ハウス	9棟	・青色申告の実施		49 時間
		・農業用軽トラック	1台		〈経営収え	支〉
		・灌水施設	1棟		•農業粗卓	以入
		・防除機	1台			428 万円
					•農業経常	営費
						226 万円
					•農業所行	于
						202 万円
肉用牛専業	肉用牛 (一貫)	<機械施設装備>		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	飼養頭数 20頭	・肉牛舎	1棟	パソコンによる経営		1人
	出荷頭数 15頭	・堆肥舎	1棟	計画、労務、財務、ほ		2,000 時間
		· ダンプトラック	1台	場管理	・雇用	
				・青色申告の実施		880 時間
					〈経営収え	支〉
					・農業粗卓	以入
						646 万円
					•農業経常	営費
						396 万円
					・農業所行	4
						250 万円

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に浦臼町及び周辺 第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に浦臼町及び周辺 てこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従	事の態様等
施設野菜	〈作付面積〉	〈機械施設装備〉		・複式簿記記帳	〈労働〉	
	・ ミトマト 0.15ha	・トラクター(40ps)	1台	・パソコンによる経営	・家族	1人
		• テーラー (マルチャー)		計画、労務、財務、ほ		1,495 時間
		トマト育苗ハウス		場管理	•雇用	
		トマト栽培ハウス		・青色申告の実施		49 時間
		・農業用軽トラック			《経営収支	$ec{z} angle$
		・灌水施設	1棟		・農業粗収	八
		・防除機	1台		, , , , ,	428 万円
					•農業経営	費
					,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	226 万円
					・農業所得	
					,, 4,1,7,1,	202 万円
肉用牛専業	肉用牛 (一貫)	<機械施設装備>		・複式簿記記帳	〈労働〉	
7,11	飼養頭数 20頭	肉牛舎	1棟	パソコンによる経営		1人
	出荷頭数 15頭	・堆肥舎	1棟	計画、労務、財務、ほ	24.11/4	2,000 時間
	H117077 177	・ダンプトラック	1台	場管理	•雇用	2,000 · 1 A]
		1777		・青色申告の実施	/EE/13	880 時間
				1, = 1, = 2, = 2	〈経営収支	
					・農業粗収	
					一 辰 未 性 収	646 万円
					. 典光奴片	
					・農業経営	
					曲光式怎	396 万円
					・農業所得	
						250 万円

		改正		後							改 ፲	-	前		
以 曲 松 利		4立十十		公当体中の十 井	曲光公中の	北		沿曲転到	⟨ ∇ \\ \\	旧世	₩ 本 + +		公共体型の十 分	曲光公司	はの批准が
営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の	悲 悚寺		営農類型	経営: //L-14-7:1		生産方式	I	経営管理の方法		事の態様等
水稲+畑作	《作付面積等》	〈機械施設整備〉	0 />	・複式簿記記帳	〈労働〉	1.0		水稲+畑作	《作付面》		〈機械施設整備〉	0 />	・複式簿記記帳	〈労働〉	1.0
	水稲 7ha	1	2台		· 家族	2 人			水稲		\fightarrow \forall	2台	・パソコンによる経営	・家族	2人
	秋小麦 lha		1台	計画、労務、財務、ほ		990時間			秋小麦	1ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	m	990 時間
	小豆 1ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用				小豆	1ha	田植機(8条)	1台	場管理	・雇用	
		乾燥機(4t)	1台	・ 青色申告の実施		270 時間			馬鈴薯		乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		270 時間
	計 10ha	育苗ハウス	3棟		〈経営収支〉				計	10ha	育苗がな	3棟		〈経営収支	$\langle z \rangle$
		農業用トラック(2t)	1台		・農業粗収入						農業用トラック(2t)	1台		・農業粗収	1入
		農業用施設	3棟		1,1	79万円					農業用施設	3棟			1,179万円
		豆脱穀機	1台		•農業経営費						豆脱穀機	1台		•農業経営	費
		ポテトプランター	1台)56 万円					ポテトプランター	1台			956 万円
		スプレイヤー	共同		・農業所得						スプレイヤー	共同		•農業所得	
						223 万円								,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	223 万円
水稲+野菜	〈作付面積〉	〈機械施設整備〉		• 複式簿記記帳	〈労働〉			水稲+野菜	《作付面》	漬〉	〈機械施設整備〉		• 複式簿記記帳	〈労働〉	
	水稲 11ha	ト <i>ラクタ</i> −(40、70ps)	2台	・パソコンによる経営	· 家族	2人			水稲	11ha	ト <i>ラクター</i> (40、70ps)	2台	パソコンによる経営	· 家族	2人
	アスパラ 0.5ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ	1,1	71 時間			アスパラ	0.5ha	自脱型コンバイン(5条)	1台	計画、労務、財務、ほ		1,171 時間
	:=\7\ 0.03ha	田植機(8条)	1台	場管理	• 雇用				二个	0.03ha	田植機(8条)	1台	場管理	•雇用	,
	計 11.53ha	乾燥機(4t)	1台	・青色申告の実施		90 時間			計 :	11.53ha	乾燥機(4t)	1台	・ 青色申告の実施		90 時間
		育苗ハウス	3棟	.,	〈経営収支〉	,,,,					育苗がな	3 棟	., _ , , ,	〈経営収支	
		農業用トラック(2t)	1台		•農業粗収入						農業用トラック(2t)	1台		農業粗収	
		農業用施設	2棟			781 万円					農業用施設	2棟		JAC/N III.V	781 万円
		管理機	1台		•農業経営費	01 /4 1					管理機	1台		• 農業経営	
		軽りラック	1台			574 万円					軽トラック	1台		灰木吐口	574 万円
		トマト育苗ハウス	1棟		•農業所得	111/11					という	1棟		• 農業所得	
		トマト栽培ハウス	1棟			207 万円					トマト栽培がな	1棟		灰木川下	207万円
		スプレイヤー	共同		2	101 /111					スプレイヤー	共同			201 /3 1
		1 / 11	2.11.4	1							× · · · · ·	V VI. 4			

正 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標としての集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として て示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化 | て示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化 を図るため、農用地の集約化を促進する。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの「○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの 目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域におけ る農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考
おおむね 95%		

効率的かつ安定的な経営体における経営農地の集約化の割合が高まるように努める 事を目標とし、その実現のため下記のとおり実施する。

本町は、北海道の中西部空知管内のほぼ中央に位置し、開町以来その立地条件を生 果菜及び加工用果実の生産も積極的に行われている。

況にあるが、農業経営者の平均年齢は59.0歳で、後継者のいる農家は約10%で 況にあるが、農業経営者の平均年齢は61.2歳で、後継者のいる農家は約20%で あり、後継者のいない農家も約90%に至っていることから、農家戸数は減少傾向に あり、後継者のいない農家も約80%に至っていることから、農家戸数は減少傾向に あり、今後10年間で農家の離農が増える見込みがあるため、離農した農家の農地が一あり、今後10年間で農家の離農が増える見込みがあるため、離農した農家の農地が 遊休化しないよう、認定農業者の育成・確保を推進、新規就農者の育成・確保を推進 | 遊休化しないよう、認定農業者の育成・確保を推進、新規就農者の育成・確保を推進 し、担い手への集約化を進め効率的かつ安定的な経営農地として活用していくことが「し、担い手への集約化を進め効率的かつ安定的な経営農地として活用していくことが 重要である。

これらのことを実現するために、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普 及センター等関係機関との連携に努め、認定農業者制度の普及活動等の実施、新規就 | 及センター等関係機関との連携に努め、認定農業者制度の普及活動等の実施、新規就 農者の受入体制の整備等を推進する。

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 を図るため、農用地の集約化を促進する。

目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域におけ る農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備	考
おおむね 95%		

効率的かつ安定的な経営体における経営農地の集約化の割合が高まるように努める 事を目標とし、その実現のため下記のとおり実施する。

本町は、北海道の中西部空知管内のほぼ中央に位置し、開町以来その立地条件を生 かし稲作を主体とする農業生産が展開され、近年、花き等施設園芸やメロン等の高級」かし稲作を主体とする農業生産が展開され、近年、花き等施設園芸やメロン等の高級 果菜及び加工用果実の生産も積極的に行われている。

本町の認定農業者への農地の集積状況は96.9%と、農地が集約化されている状 本町の認定農業者への農地の集積状況は94.9%と、農地が集約化されている状 重要である。

> これらのことを実現するために、本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普 農者の受入体制の整備等を推進する。

後

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浦臼町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的か つ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事 業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、浦臼町農業の地域特性 | 業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、浦臼町農業の地域特性 を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

(削除)

- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1. 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27 年法律第229号) 第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。) が利 用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の場合に応じてそれ ぞれ定めるところによる。
 - ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用する ための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要 件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる 要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適 当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを 効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められ ること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいる ものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件 のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化 を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとな ることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっ

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浦臼町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的か つ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事 を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1. 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27 年法律第229号) 第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。) が利 用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の場合に応じてそれ ぞれ定めるところによる。
 - サ. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用する ための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要 件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる 要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適 当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを 効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められ ること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいる ものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件 のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化 を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとな ることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっ

せん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権 の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが できると認められること。
- ウ. 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用 することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構

並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構

______若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件の全てを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
 - ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ. 浦臼町長への確約書の提出や浦臼町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるもの

せん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- ロ. 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権 の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが できると認められること。
- ウ. 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用 することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件の全てを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
 - ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ. 浦臼町長への確約書の提出や浦臼町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるもの

後 正

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法 人に利用権の設定を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利 用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等 を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

とする。

① 利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続 期間(又は残存時間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付 与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び 決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出 資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。) の算定基準及び支払の方 法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について の利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その 利用権設定等を受ける者(地方公共団体 間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5 月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」とい う。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 町は、①の開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適 合すると認められるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとす る。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可 基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、 開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

とする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法 人に利用権の設定を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利 用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等 を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

Æ

(2) 利用権の設定等の内容

① 利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続 期間(又は残存時間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付 与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び 決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出 資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。) の算定基準及び支払の方 法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について の利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その 利用権設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中 間管理機構を除く。) から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5 月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」とい う。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 町は、①の開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適 合すると認められるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとす る。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可 基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、 開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申し出

- ① 町の農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」と言う。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要と認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において組合員の行う作付地の集団化・農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業実施区域とする<u>農地中間管理機構</u>は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定され又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに、申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 町は、(5)の②から④の規定による<mark>農地中間管理機構、</mark>農用地利用改善団体、 農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申し出

- ① 町の農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」と言う。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要と認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において組合員の行う作付地の集団化・農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業実施区域とする<u>農地利用集積円滑化団体</u>は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定され又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに、申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善・ 善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申

收 正 後

容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウに掲げる事項について、町はこれらを実行する能力があるかを確認 した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名 又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法、(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済方法)利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、 当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分 を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係 る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用 地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除を する旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた

改 正 前

し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウに掲げる事項について、町はこれらを実行する能力があるかを確認 した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名 又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法、(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済方法)利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、 当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分 を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係 る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用 地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除を する旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で 定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面 積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた

農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨 ウ. 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ) については 必要に応じて定める。)

- (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに (7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨 ウ. 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については 必要に応じて定める。)

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は 対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利 用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める ものとする。

改正前

- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
 - ① 町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による 公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸 借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定 めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

正

- ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域 における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じてい るとき。
- イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に 利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が 賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借 又は使用貸借が解除されたものとする。

- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
 - ① 町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による 公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸 借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定 めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域 における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じてい るとき。
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
 - ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより これらの権利の設定を受けた (1) の④に規定する者がその農用地を適正に 利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が 賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
 - ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。
 - ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借 又は使用貸借が解除されたものとする。
 - ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて<u>農地利用集積円滑化事業、</u>農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

後 改 正

Æ

(削除)

- 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1)農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自 主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善 事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、 土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活 動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる 区域(1~数集落)とする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施 の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ 総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的か つ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農 用地の利用関係の改善に関する措置を推進するためのものとする。

(4)農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては次に掲げる事項 を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関す る事項
 - オ. 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係 の改善に関する事項

- 2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
- (1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配 分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進す る農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」とい う。) との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進 を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、 農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自 主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善 事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、 土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活 動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる 区域(1~数集落)とする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施 の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ 総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的か つ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農 用地の利用関係の改善に関する措置を推進するためのものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては次に掲げる事項 を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関す る事項
 - オ. 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係 の改善に関する事項

- カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)の規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、 定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの は、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程につい て町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をするものとする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資する ものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を 町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)の規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、 定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの は、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程につい て町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をするものとする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資する ものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に 掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。 ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分につい て利用の集積をするものであること。
 - イ.申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、 又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の① の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、そ

- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の ①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に 掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。 ア.②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分につい て利用の集積をするものであること。
 - イ.申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、 又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の① の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8)農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、そ

の農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に 比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所 有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)であ る当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等(特定農用地利用規程で定める ところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用 地利用規程で定められた特定農業団体を含む。) に利用権の設定等又は農作業の 委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特 定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上 の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著 しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用 権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的 な利用を図るよう努めるものとする。
- (9)農用地利用改善事業の指導・援助
 - ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・ 援助に努めるものとする。
 - ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地 利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組 合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団 体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し農作業の受委託を組織的に促進する上 で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性に ついての普及啓発
- 工. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託 の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、 さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料 金の基準の設定

の農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に 比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所 有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者) であ る当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等(特定農用地利用規程で定める ところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用 地利用規程で定められた特定農業団体を含む。) に利用権の設定等又は農作業の 委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特 定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上 の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著 しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用 権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的 な利用を図るよう努めるものとする。
- (9) 農用地利用改善事業の指導・援助
 - ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・ 援助に努めるものとする。
 - ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地 利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組 合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団 体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し農作業の受委託を組織的に促進する上 で必要な条件の整備を図るものとする。

- イ. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性に ついての普及啓発
- 工. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託 の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、 さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料 金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設 等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、 農作業の受委託のあっせん 農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農 作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事

町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管 農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、町及びその 他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
 - ① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと 連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた 情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先 進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行 う。

② 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとな るよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的 には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、 農業に関する知見を広められるようにする。

- (2) 新たに農業経営を営むうとする青年等の定着に向けた取組
 - ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって農業改良普及センター、地域担い手育成センター、農業委 員、指導農業士、農業協同組合、各生産組合等と連携・協力し、研修や営農指導 の時期・内容などの就農前後のフォローアップをしながら、巡回指導の他、必要 に応じて面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設 等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、 農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、 農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農 作業受委託の促進に努めるものとする。

| 5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事

町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管 理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能 | 理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能 力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しえるように相談機能の一層の充実、パソ力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しえるように相談機能の一層の充実、パソ コンを活用した農業簿記、経営診断等の講習による農業経営の合理化の推進、担い手コンを活用した農業簿記、経営診断等の講習による農業経営の合理化の推進、担い手 としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成 としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成 を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅した積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅 れている農業従事の熊様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非しれている農業従事の熊様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非 農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、町及びその 他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
 - ① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと 連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた 情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先 進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行 う。

② 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとな るよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的 には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、 農業に関する知見を広められるようにする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
 - ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって農業改良普及センター、地域担い手育成センター、農業委 員、指導農業士、農業協同組合、各生産組合等と連携・協力し、研修や営農指導 の時期・内容などの就農前後のフォローアップをしながら、巡回指導の他、必要 に応じて面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的

かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会や農業協同組合青年部とも連携し、生産物の販路の確保や、地域との交流への参加を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及センター等が行う学習会や調査・研究等への参加の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては空知農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み

(1) 認定農業者の推進

認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや、経営者としての自覚を高めることが期待できることから、関係機関・団体と連携し、制度の普及を推進する。

町を中心に、関係機関・団体が密接な連携のもとに認定農業者や、認定志向農業者に経営改善支援のための情報提供・支援活動を展開するとともに、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成、指導等に積極的に取り組む。

(2)農業経営の法人化の推進

効率的な生産体制を形成する上で重要な位置づけを占めるものであるため、オペレーターの育成・受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

このため、2023年度までに法人経営対数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海

かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会や農業協同組合青年部とも連携し、生産物の販路の確保や、地域との交流への参加を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及センター等が行う学習会や調査・研究等への参加の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては空知農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み

(1) 認定農業者の推進

認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや、経営者としての自覚を高めることが期待できることから、関係機関・団体と連携し、制度の普及を推進する。

町を中心に、関係機関・団体が密接な連携のもとに認定農業者や、認定志向農業者に経営改善支援のための情報提供・支援活動を展開するとともに、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成、指導等に積極的に取り組む。

(2)農業経営の法人化の推進

効率的な生産体制を形成する上で重要な位置づけを占めるものであるため、オペレーターの育成・受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

このため、 $\frac{今後10年間で</u>法人経営対数を<math>2010$ 年比約4倍の5万法人とする国の目標や、 $\frac{7000}{100}$ における農業法人数を $\frac{1000}{100}$ における農業法人数を

改正前

道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、浦臼町の<u>令和12年度</u>における農業法人数の目標数を<u>10経営体</u>(<u>令和3年1月現在</u>: <u>7経営体</u>)とし、農業経営の法人化を推進する。

(3) 新規就農の促進

農業者の高齢化が進むと同時に、後継者不足といった問題が懸念されている中で、 次世代を担う農業者を確保・育成するために(公財)北海道農業公社等と連携を図 りながら新規就農の促進に取り組む。

また、新規就農にあたって農地の選定が困難となってくることから、農地確保が スムーズに行えるよう関係機関、農業者との連携を図る。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 町は、1から<u>6</u>までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促 進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア. 町は、農業生産基盤整備の促進をし、効率的かつ安定的農業経営を目指す者が 経営発展を図っていくうえでの条件整備を図るものとする。
- イ. 町は、経営・生産対策への取り組みによって、水稲にミニトマト、加工用ぶどう等高収益作物を導入し、農家経営の安定に努める。
- ウ. 町は、農業集落排水事業、集落環境整備等の新しい農村づくり事業を促進し、 定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保及び都市と農村の交流に努める。
- エ. 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営 基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<mark>農地中間管理機構</mark>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

する北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、浦臼町の<u>平成37</u> <u>年度</u>における農業法人数の目標数を<u>7経営体</u>(<u>平成28年1月現在</u>: <u>4経営体</u>)とし、農業経営の法人化を推進する。

(3) 新規就農の促進

農業者の高齢化が進むと同時に、後継者不足といった問題が懸念されている中で、 次世代を担う農業者を確保・育成するために(公財)北海道農業公社等と連携を図りながら新規就農の促進に取り組む。

また、新規就農にあたって農地の選定が困難となってくることから、農地確保が スムーズに行えるよう関係機関、農業者との連携を図る。

8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 町は、1から8までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促 進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア. 町は、農業生産基盤整備の促進をし、効率的かつ安定的農業経営を目指す者が 経営発展を図っていくうえでの条件整備を図るものとする。
- イ. 町は、経営・生産対策への取り組みによって、水稲にミニトマト、加工用ぶどう等高収益作物を導入し、農家経営の安定に努める。
- ウ. 町は、農業集落排水事業、集落環境整備等の新しい農村づくり事業を促進し、 定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保及び都市と農村の交流に努める。
- エ. 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営 基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、<u>農</u>用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<u>農地利用集積円滑化団体</u>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

	 改	正		改正前
(削除)	i		-	第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項
				1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
				本町においては、これまで離農者から担い手への農地集積が図られ、農業生産力
				が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業の負担
				が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後1
				<u>0年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予想され</u> ているところである。
				このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発
				展させるためには、担い手の経営農地を集約化し、農作業の効率化を図ることによ
				って、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指
				していくことが何よりも重要な課題となっている。
				農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、
				①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っ
				ている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、
				③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者
				が実施するものとする。
				2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
				① 本町における農地利用集積円滑化事業は本町全域を対象として行うことを基本
				<u>とする。</u>
				② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、
				農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位
				とするなど、担い手への農地の集約化が効率的かつ安定的に図られる、一定のま
				<u>とまりのある区域を定めるものとする。</u> ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合に
				は、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により
				事業実施地域が偏ることがないよう、本町が事業実施地域の調整を行うこととす
				<u> </u>
				3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
				(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容
				農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項定めるものとする。
				① 事業実施の基本方針に関すること
				② 事業実施地域に関すること ③ 事業対象農用地に関すること
				④ 事業対象展用地に関すること ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
				⑤ 事業実施計画に関すること
				── ● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

改 正 第 ③ 研修等事業に関すること ① その他の事業に関すること ① その他の事業に関すること (2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方 農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が 特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、道 で、農地利用集積円滑化事業を実施する。 (3) 農地利用集積円滑化事業の承認 (1) 法第4条第3項各号に掲づる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域 業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする。 定 無地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする。 定 本町は、中籍された農地利用集積円滑化事業の色等が、次に掲げる に該当するものであるととは、①の承認をするものとする。 ア、基本構想に適合するものであること。 イ、事業実施地域と重複するものであること。 ク、認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に で行う農業経営の成善に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に で行う農業経営の成善に募するよう、農地利用集積円滑化事業を実施するのおこと。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 認められること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ないる場合に、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実
(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方 農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連て、農地利用集積円滑化事業を変換さる。 (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業変極返して農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる程の承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるこの主務当するものであるときは、①企業認をするものとする。ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域と重偽することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支確が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等規農計画はて行う産業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められるものでないこと。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にすると認められるものであること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にすると認められるものであること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にすると認められるものであること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にすると認められるものであること。 ・ (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。ア. 基本構想に適合するものであること。イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画はて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設められること。エ、次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする。 ② 法則は大産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア. 基本構想に適合するものであること。 イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施する設めれること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。ア. 基本構想に適合するものであること。イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画はて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設められること。エ、次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。ア. 基本構想に適合するものであること。イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画はて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施が設められること。エ、次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 (3)農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区類業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする。は、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。ア・基本構想に適合するものであること。イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施するとは、上、次に掲げるものほか、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 エ・大に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。
特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、建て、農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする。 (3) 農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農月利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 エ・次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に具ると認められること。 (7) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
て、農地利用集積円滑化事業を実施する。 (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施する認められること。 ・ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実ると認められるものであること。 エ・次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実ると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第 4 条第 3 項各 5 に掲げる者 (市町村を除く。) は、2 に規定する区域業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする 注、農林水産省令第 1 2 条の 1 の に基づき、本町に農地利用集積円滑化事 程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施する場合によると、次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められること。 エ・次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
① 法第4条第3項各号に掲げる者 (市町村を除く。) は、2に規定する区域 業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする は、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア. 基本構想に適合するものであること。 イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実にまると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
① 法第4条第3項各号に掲げる者 (市町村を除く。) は、2に規定する区域 業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとする は、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本 可は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア. 基本構想に適合するものであること。 イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って 者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農月利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に て行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す 認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に まと認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするは、農林水産省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図え上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施する場合に表する。 認められること。 エ・次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に多ると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。 ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア・基本構想に適合するものであること。 イ・事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ・認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す認められること。 エ・次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実ると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げるに該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア. 基本構想に適合するものであること。 イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に集ると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア. 基本構想に適合するものであること。 イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って 者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用 利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に て行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す 認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に見ると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
ア. 基本構想に適合するものであること。
イ.事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行って 者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用 利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ.認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に て行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す 認められること。 エ.次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に基金と認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画に て行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す 認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
ウ. 認定農業者等が認定に係る農業経営改善計画又は青年等就農計画にて行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施するといった。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施といると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
て行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施す 認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 (ア)農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
認められること。 エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実 ると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
ると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること
等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に
<u>委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の</u> 拒まないことが確保されていること。
<u>担まないことが確保されていること。</u> (ウ)農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農
いること。
つ確実に実施すると認められるものであること。
オ. 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する
農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農
員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるも

改 正 後	改正前
	<u>あること。</u>
	力. 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地
	とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実
	施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニま
	<u>でに掲げるものであること。</u>
	キ.農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供さ
	れる土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当
	<u>な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合に</u>
	<u>は、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</u>
	③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業
	規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定
	を経るものとする。
	④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集
	積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の公報への記載により公告する。
	<u>⑤</u> ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について
	<u>準用する。</u>
	⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
	(4)農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
	① 本町は農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認
	めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し
	必要な報告をさせるものとする。
	② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めると
	きは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきこと
	を命ずるものとする。
	③ 本町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の
	①の規定による承認を取り消すことができる。
	ア. 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合
	若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農
	地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団
	<u>法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。</u>
	イ. 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を
	<u>したとき。</u>
	ウ. 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
	<u>④ 本町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を本町</u>
	<u>の公報への記載により公告する。</u>
	 (5) 本町による農地利用集積円滑化事業規程の策定
	① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区

改 正 後	改正前
	<u>できるものとする。</u>
	② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするとき
	は、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するも
	のとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するも
	<u>のとする。</u>
	③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当
	<u>するものとする。</u>
	④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化
	事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るもの
	<u>とする。</u>
	⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農
	<u>地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実</u>
	施地域を本町の公報への記載により公告する。_
	⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準
	<u>用する。</u>
	(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
	農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、
	経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用するこ
	<u>とのできる者を優先する。</u>
	 (7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
	① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な集約化を確保す
	る観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手
	方を指定することはできない。
	② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別
	紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用
	地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものと
	する。
	③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するもの
	<u>とする。</u>
	ア. 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等
	の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農
	地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
	イ. 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期
	間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委任をする場合の当該委託の存続期
	間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農用地
	利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議
	し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、
	農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
	00 -

改正後	改正前
	ウ. 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有
	者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約
	<u>の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</u>
	④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約
	の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではなら
	<u>*************************************</u>
	⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施
	する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結
	して行うものとする。
	<u>この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者</u> に再委託しても差し支えない。
	<u>に丹安託しても左し又んない。</u>
	(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
	① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等
	の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるもの
	とする。
	② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等
	の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分
	考慮して定めるものとする。
	(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
	① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法
	の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲
	<u>を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができ</u> るものとする。
	② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ
	おおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用
	地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地
	等の借入れの存続期間内とする。
	③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協
	同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得
	することができるように努めるものとする。
	(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
	農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事
	業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関
	係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集
	<u>積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努</u>
	<u>める。</u>
	20 -

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この基本構想は、平成18年7月25日から施行する。
- この基本構想は、平成22年5月14日から施行する。
- この基本構想は、平成23年11月10日から施行する。
- この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- この基本構想は、平成29年1月20日から施行する。
- この基本構想は、令和3年 月 日から施工する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この基本構想は、平成18年7月25日から施行する。
- この基本構想は、平成22年5月14日から施行する。
- この基本構想は、平成23年11月10日から施行する。
- この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- この基本構想は、平成29年1月20日から施行する。